

政令第 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二号中「山麓」を「山麓」に、「勾配」を「勾配」に改める。

第三条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第一号口中「堆積」を「堆積」に改め、同条第三号口中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第五条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第六条中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第八条中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第九条中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第十条中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

第十一条中「第三十二条」を「第三十五条」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条の三中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第九条第一項及び第十六条第一項」を「第十条第一項及び第十七条第一項」に改める。

一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の五第二十二号の二及び第三条第一項第二十三号の二

二 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第六条第二十六号の二（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第十四条」を「第十五条」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第十七号

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第七号

三 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十三号

四 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第十号

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八

条第一項第十六号

六 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二條第一項第三十八号

七 独立行政法人国立高等專門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二條第一項第十七号

八 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第十三條第一項第十五号

九 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六條第一項第二十八号

十 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十四條第一項第十一号

十一 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四條第一項第十六号

十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）第十九條第一項第八号

十三 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八條第一項第十九号

十四 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第十九号

（沖縄振興開発金融公庫法施行令及び独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

- 一 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第六号
- 二 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第一条第三号ロ及び第二条第三号

附 則

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

理 由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。